

市内の開発事業の承認および審査 【平成19年9月開発審査分】

穂高町まちづくり条例・安曇野市宅地造成事業に関する指導要綱に基づき市長が認めた開発事業です。

穂高地域（承認日 平成19年10月15日）

■太田敬三の開発事業

- ・場所 穂高有明9394番1他1筆
- ・開発面積 2,133.00㎡
- ・目的 診療所1棟および住宅1棟の建設

■株式会社マルイチマシンの開発事業

- ・場所 穂高8411番1他1筆
- ・開発面積 2,995.13㎡
- ・目的 第2工場の建設

三郷地域（審査日 平成19年9月27日）

■有限会社セス・コーポレーションの開発事業

- ・場所 三郷明盛2332番1他1筆
- ・開発面積 2857.24㎡
- ・目的 一建売分譲10区画の建設

コミュニティ助成事業の実施について

コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及のため、財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業として「一般コミュニティ助成」「緑化推進コミュニティ助成」「自主防災組織育成助成」「コミュニティセンター助成」「青少年健全育成助成」などを支援する事業を実施しています。

本年度、「一般コミュニティ助成事業」と「青少年健全育成助成事業」の助成を受けています。青少年健全育成助成事業では「あそびながら、感じ学ぶチルドレンズ・ミュージアム」を7月28日に開催しました。当日は、夏休みに入った多くの親子が参加し、生活の中にある不思議なこと、自分で体験・発見する移動科学館を楽しみました。



◇お詫びと訂正◇

広報お知らせ版(11月7日発行)

■9ページ

「安曇野ばーばの知恵袋体験実演会」講演の講師氏名【誤】久松 生子さん → 【正】久松 育子さん お詫びして訂正します。



無料法律相談

市では、長野県弁護士会松本在住会の協力で、無料法律相談会を開催します。

- 日時 12月13日(木) 午後1時30分～4時30分
- 場所 三郷総合支所第三会議室
- 相談人数 8人
- 相談時間 1人20分
- 申込方法 12月6日(木)の午前9時～正午までに電話でお申し

人権相談所

子どもや女性に対する不当な差別、いじめ、嫌がらせなどの人権問題についてお悩みの人を対象にした人権相談所が次のとおり開設されます。

■開設日時

- 12月4日(火) 三郷公民館
- 12月5日(水) 穂高会館
- 12月6日(木) 豊科公民館
- ※いずれも午前10時～午後3時
- 相談担当者 人権擁護委員
- その他 相談は無料で、秘密は固く守られます
- 本庁舎内人権尊重課 (TEL 71・2000 FAX 71・5000)

被害者相談窓口の案内

□ ひどりで悩まないで

県内の警察署などでは、各種相談窓口を設けて、犯罪被害者や家族の相談に応じています。

- 警察安全相談 (TEL 026・233・9110)
- ▼暴力追放ダイヤル (TEL 026・235・1224)
- ▼女性被害犯罪ダイヤルサポート110 (TEL 026・234・8110)
- ▼ヤングテレフォン(FAX兼用) (TEL 026・232・4970)
- ▼NPO「長野犯罪被害者支援センター」中信地区相談室 (TEL 73・07803)
- ※午前10時～午後4時(祝日除く。ただし、毎月第2金曜日は、午後7時まで)

- 長峰山森林体験交流センター 天平の森「自然とのふれあい教室」
- 天平の森では、自然とのふれあい教室を開催します。
- 日時 12月2日(日) 午前10時～午後3時
- 場所 天平の森研修棟
- 内容 長峰山で収穫できるタケノコの皮を編んで草履を作ります。
- 料金 1,500円(昼食代含む)
- 募集人員 20人(先着順)
- 申込方法 11月26日(月)から電話などで受け付けますので、天平の森へお申し込みください。
- 天平の森 (TEL 62・6235 FAX 62・6236)

職業訓練受講生の募集

- 松本職業能力開発促進センターでは、平成20年1月からの受講生を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。
- 募集コース
 - ・テクニカルオペレーション科 加工・製図コース 15人
 - ・製図・加工コース 15人
 - ・金属加工科 15人

国営アルプスあづみの公園イルミネーション森の光物語

安曇野の冬を彩る約20万球のイルミネーションが今年も国営アルプスあづみの公園で行われます。また、期間中の土・日を中心に手づくりプラネタリウムの上映や音楽会など、さまざまなイベントが企画されています。詳しくは、お問い合わせください。

- 期間 11月23日(金)～12月24日(月)
- 開園時間 午前9時30分～午後8時
- ※点灯は、午後4時から開始
- 休園日 11月26日
- 12月3日・10日・17日
- アルプスあづみの公園 管理センター (TEL 71・5511 FAX 71・5512)

- ・電気設備科 15人
- ・ビジネスワーク科 15人
- 訓練期間 (6カ月訓練)
- 平成20年1月8日～6月30日
- 申込期限 12月3日(月)
- 松本職業能力開発促進訓練センター (TEL 58・2905 FAX 58・5062)

改正道路交通法①

悪質運転・危険運転の根絶のために

改正ポイント

悪質・危険運転者への厳罰化

免許証提示義務の対象拡大

最近の道路交通をめぐる情勢に対応し、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、平成19年6月20日に道路交通法が改正されました。改正道路交通法について、分かりやすく解説します。今回は、9月19日から施行されている、悪質・危険運転者対策に関する改正です。

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検知拒否	30万円以下の罰金	3カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
救護義務違反	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

いわゆる「ひき逃げ」の厳罰化です。

「運転免許証提示義務の対象」が拡大されます！

免許証提示義務 5万円以下の罰金

これまでは飲酒運転など特定の違反をしていると認められる場合に限りでしたが、改正後は、他の交通違反や交通事故を起こした運転者に対する提示義務が課されます。

さらに、公布の日から2年以内には、酒酔い運転、救護義務違反など一定の悪質な違反行為により免許の拒否、取り消しを受けた場合は、3年以上10年を超えない範囲内で免許を受けることができなくなります。

■安曇野警察署 (TEL 72・0110)